

採取計画認可期間審査基準

1 採石法施行事務取扱要領第18の規定により，採取計画認可期間は，この基準により決定する。（平成9年5月28日付け地産第161号 商工労働部長通知）

2 審査運用基準

(1) 新規の申請

① 新規の申請は，原則として2年とする。

(2) 更新の申請

① 更新の際の認可期間は，原則として認可期間満了前直近に行った立入検査の結果により決定するものとする。

表1

保証 評価	団体保証	2者保証 (保証なし)
A	5年	4年
B	4年	3年
C	3年	2年

※ 評価の基準（100点満点）

A評価 80点以上

B評価 60点以上80点未満

C評価 60点未満

※ 団体とは，一般社団法人宮城県砕石協会と宮城県砂利工業組合のことを指す。

※ 現認可期間内の直近2年以内に，採石法第33条の13の規定による緊急措置命令を受けた場合には，評価にかかわらず2年の認可期間とする。

② ただし，現認可期間内の直近2年以内に以下の事実があった場合には，①の評価により決定された認可期間を1年短縮するものとする。

イ 採取計画認可条件の違反，採取計画に反する採取等が現地立入検査等により明らかになり，その程度が著しいものとして，再三にわたり文書による指導を受け，改善されなかった事実がある場合。

ロ 人身に危害を与える事故又は周辺環境に著しい影響を与える等，重大な事故等を起こした場合。

ハ 採取作業に関しての周辺住民とのトラブルが頻発し，行政機関等に苦情の申立てがあり，事業者側に過失があると認められた場合。

(3) 変更の申請

① 認可期間満了前に，岩石採取場の区域の面積を変更しようとする場合で，かつ変更前の1.5倍以上の面積となる場合

原則として認可期間満了前直近に行った立入検査の結果により決定するものとし，その期間は(2)更新の申請に定める表1に準じるものとする。ただし，新規認可期間中に変更する場合は，改めて，認可の日から2年とする。

② その他の変更の場合

期間変更は行わない。

③ 期間延長の場合

変更の申請において期間のみの延長は認めない。

(期間延長は、認可期間満了前に行う更新の申請において行うものとする。)

(4) その他

他法令による許認可について期間が定められている場合は、その期間とする。